

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
平成29年6月 16日			
愛 知 県 知 事 殿			
届出者			
住 所 愛知県清須市中河原156番地			
氏 名 日本マイクロバイオファーマ株式会社			
清須工場			
工場長 中村 清知			
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
電話番号 052-401-1761			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第11項の規定に基づき、平成28年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	日本マイクロバイオファーマ株式会社 清須工場		
事業場の所在地	愛知県清須市中河原156番地		
事業の種類	32その他の製造業（医薬品原薬製造業）		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	別紙1の通り t	全処理委託量	別紙1の通り t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙1の通り t	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1の通り t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙1の通り t	再生利用業者への処理委託量	別紙1の通り t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙1の通り t	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1の通り t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙1の通り t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1の通り t
※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値（腐食性廃アルカリ）

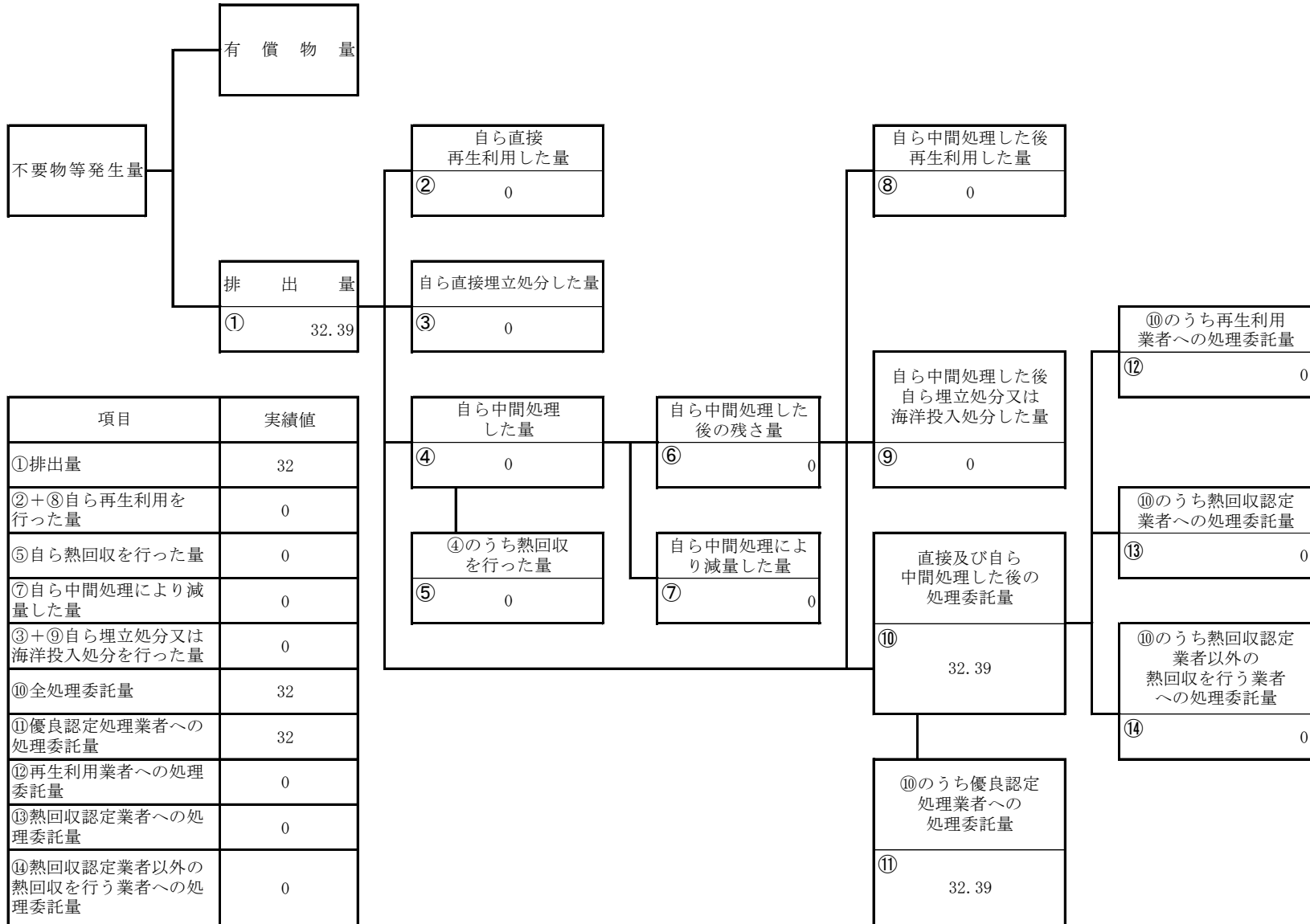
項目	目標値	項目	目標値
排出量	105 t	全処理委託量	0 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	105 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値（引火性廃油）

項目	目標値	項目	目標値
排出量	45 t	全処理委託量	0 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	45 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t

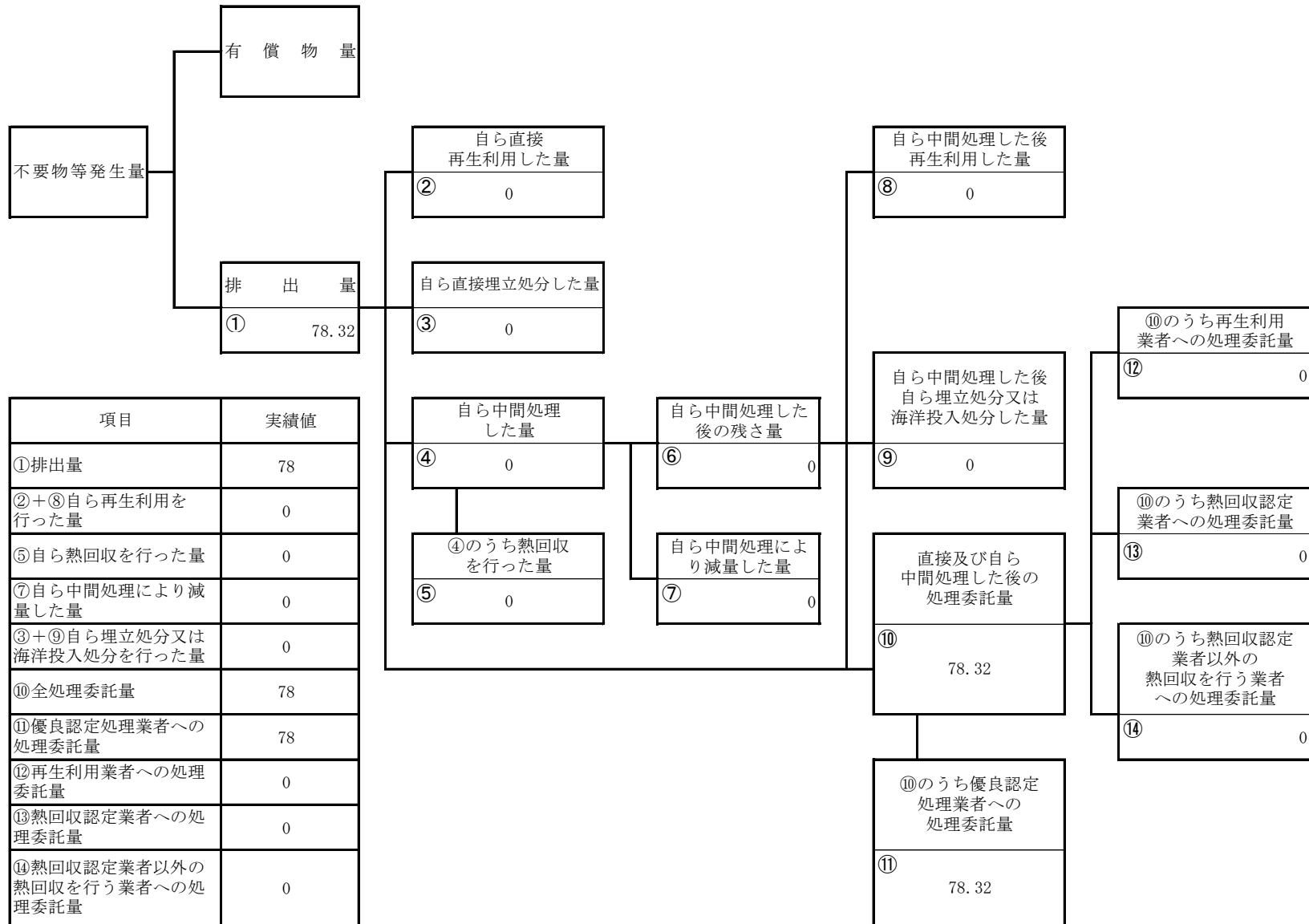
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 腐食性廃アルカリ)



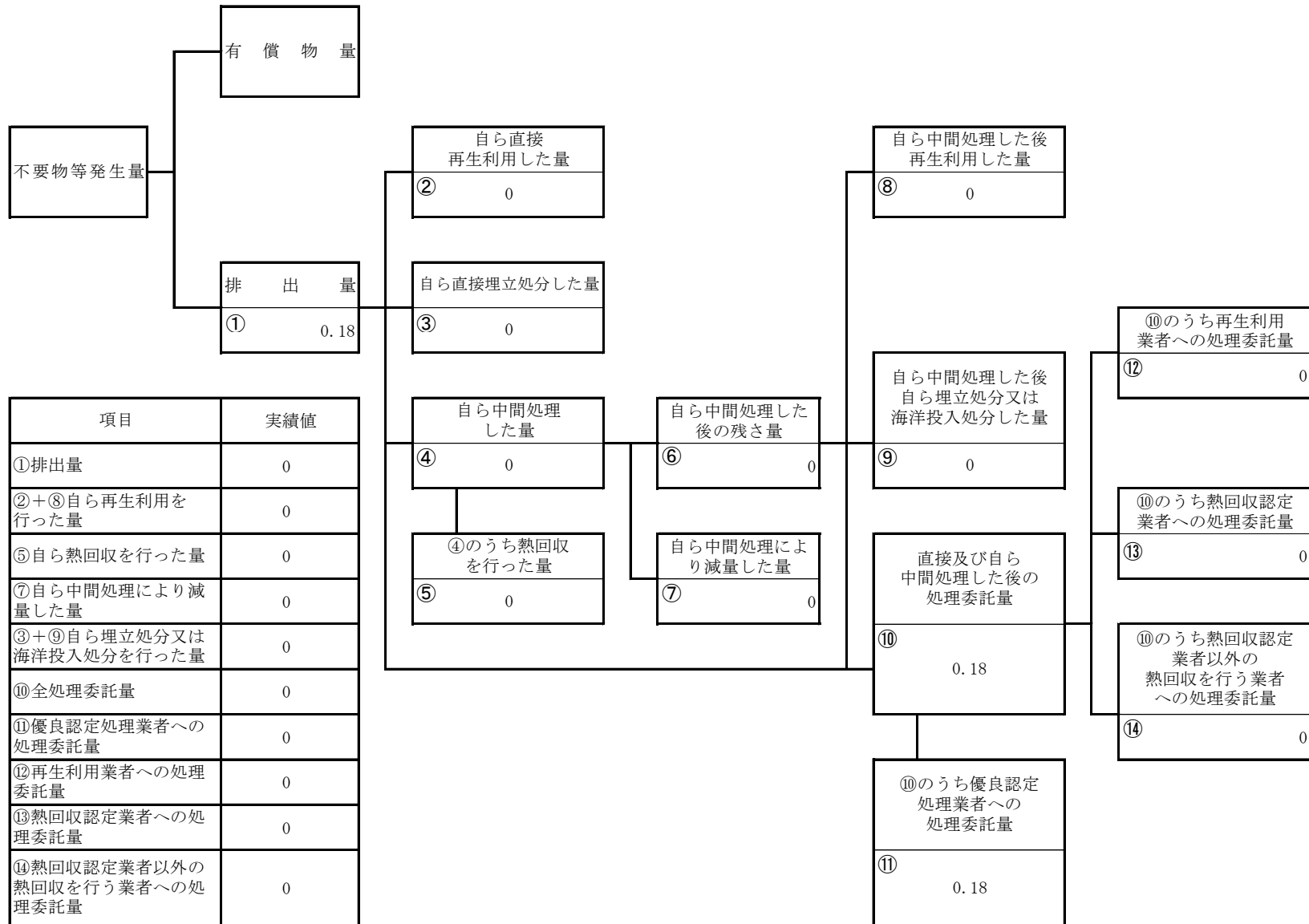
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 引火性廃油)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 腐食性廃酸(廃試薬))



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。